

* 母子家庭等医療費助成 *

対象となるのは

東かがわ市に住民票があり、いずれかの健康保険に加入している方で、

- 配偶者のない女性で児童を扶養している母（又は祖母等）とその児童
- 配偶者のない男性に扶養されている児童
- 両親のいない児童

児童の対象年齢は原則として満 18 才に達した日の属する年度末までです。

助成の範囲は

病院等の窓口で支払う保険診療の自己負担分が対象になります。したがって、保険給付の対象とならない医療費（例えば入院時の差額室料等）は対象外です。

お医者さん等にかかるときは

★ 外来（通院）で市内の医療機関（接骨院以外）とさぬき市民病院を受診するとき

- ① 医療費受給資格者証と保険証を見せて受診
- ② 自己負担について

ア. 市民税課税世帯（受給資格者証の区分欄が「区分B」と表示されています）においては、下記の自己負担額のみ支払ってください。

入院：500円/1レセプト 外来：250円/1レセプト

※調剤薬局分は、自己負担は不要です。

イ. 市民税非課税世帯（受給資格者証の区分欄が「区分A」と表示されています）の方は、自己負担は不要です。

（注意1）1レセプトとは、医療機関ごと、1か月ごとに入院・外来別で作成されるものです。

（注意2）市・県民税の課税世帯・非課税世帯の判定は、受給者が加入している医療保険世帯を基本に判定を行います。

注意！ 証を提示しないと立替え払いになる場合があります。

★ 入院したときや市外の医療機関（さぬき市民病院を除く）及び市内の接骨院で受診するとき

- ① 立替え払いですのでいったんは自分で支払いします。
- ② 受診した医療機関で1か月単位で医療費支給申請書に証明を受けます。
- ③ 市役所に医療費支給申請書を提出してください。
- ④ 市民税課税世帯においては、自己負担額を支給の際、差し引きさせていただきます。

注意！ 高額療養費該当分は、加入している保険者へ請求してください。

請求期間は

- 診療月の翌月から1年以内です。
- 医療費申請書の受付締切日は、毎月末日です。
（末日が、土、日、祝祭日の場合は、前日となります）

支払いは

請求した月の翌月の28日に指定の口座に振り込みます。
（28日が、土、日、祝祭日の場合は、翌日となります）

東かがわ市 保健課 TEL26-1229